

品川区全国大会出場助成金交付要綱

制定 平成 28 年 2 月 12 日 区長決定 要綱第 32 号
改正 平成 29 年 2 月 23 日 区長決定 要綱第 14 号
改正 令和 3 年 7 月 26 日 区長決定 要綱第 234 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 182 号
改正 令和 7 年 3 月 26 日 区長決定 要綱第 61 号
改正 令和 8 年 8 月 19 日 区長決定 要綱第 207 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、少年少女の文化・スポーツに対する意欲を高めるため、品川区（以下「区」という。）を代表して全国大会に出場する少年少女または少年少女団体に対し、経費の一部を助成することによって、出場に係る負担の軽減と、競技力等の向上を図るとともに、少年少女の文化・スポーツ活動を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 全国大会 官公庁またはこれに準ずる団体が主催し、共催し、または後援する全国規模の大会で、出場者が東京都大会や関東大会等の予選、選考会を経て選抜されるものまたはその他区長が認める大会をいう。
- (2) 少年少女 区内に在住または在学で、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者をいう。
- (3) 少年少女団体 少年少女および監督、コーチなどで構成される団体で区内に活動の本拠地を置く団体をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱において助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文化またはスポーツの全国大会に出場登録した少年少女および少年少女団体
- (2) 前号に定めるもののほか、区長が特に認めるもの

(助成金の額)

第 4 条 助成金の全国大会の出場 1 回あたりの交付額は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める額とする。

- (1) 少年少女 1 万円
- (2) 少年少女団体 大会要項で定める出場登録者数に 1 万円を乗じて得た額とする。ただし、交付額の上限額は 15 万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、区から他に類似する助成等がある場合は、助成金は交付しない。

3 支給額の総額は、予算に定める範囲とする。

(交付回数)

第5条 助成金の交付回数は、次の各号に定める回数とする。

(1) 同一の助成対象者による申請回数の上限は、個人、団体を含めて2回までとする。

(2) 同一の団体による申請回数の上限は1回までとする。

(3) 一つの全国大会につき申請は1回までとする。(当該全国大会における部門ごとの申請は不可。)

(助成金の交付申請)

第6条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、全国大会の終了日から30日または当該全国大会が開催された年度の末日のいずれか早い日までに全国大会出場助成金交付申請書(第1号様式)に、別に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、少年少女の場合にあってはその保護者、少年少女団体が申請する場合にあっては、団体の代表者が行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、団体の場合にあっても当該団体に所属する少年少女の保護者が助成金の交付申請をすることができる。

(1) 少年少女のみで構成された団体

(2) 区外の団体に所属する区内在住の少年少女

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、全国大会の出場前に同項の規定による申請を行うことができる。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適正と認めたときは、助成金の額を決定し、全国大会出場助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、全国大会出場助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第8条 前条の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、全国大会出場助成金交付請求書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに内容を審査し、当該交付決定者に助成金を交付する。

(実績報告書等)

第9条 第6条第3項の規定により全国大会の出場前に同条第1項の規定による申請をし、助成金の交付を受けた者（以下「助成交付者」という。）は、全国大会の終了後30日または当該全国大会が開催された年度の末日のいずれか早い日までに全国大会出場助成金実績報告書（第5号様式）に全国大会の参加実績がわかる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認定したときは、助成金の額を確定し、全国大会出場助成金確定通知書（第6号様式）により当該助成交付者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた助成交付者は、前条第2項の規定により交付した助成金の額（以下「助成金交付済額」という。）が前項の規定により確定した助成金の額（以下「助成金確定額」という。）に満たないときは、助成金確定額から助成金交付済額を控除して得た額の交付について、全国大会出場助成金差額交付請求書（第7号様式）により区長に請求することができる。

4 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに内容を審査し、適正であると認定したときは、当該請求された額を当該助成交付者に交付する。

(助成金の交付決定等の取消しおよび返還)

第10条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他区長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 区長は前項の規定により取消しを決定した場合は、理由を付して、全国大会出場助成金交付内容全部・一部取消通知書（第8号様式）により、当該交付決定者に通知する。

3 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて全国大会出場助成金返還金請求書（第9号様式）により、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているとき。

(2) 助成金交付済額が助成金確定額を超えるとき。

4 交付決定者は、前項の規定による助成金返還請求があった場合は、区長が指定した期限までに、区長が定める方法により返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光スポーツ振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 31 日から適用する。
- 2 改正後の規定は、この要綱の適用日以後の申請による品川区全国大会出場助成金について適用し、同日前の申請による品川区全国大会出場助成金については、なお従前の例による。